



八 役 第 4 4 4 号
平成 1 9 年 5 月 9 日

国土交通省道路局長 殿

岐阜県加茂郡八百
町 長 赤 塚 新



「中期的な計画の作成」にあたっての意見

道路整備は、公共機関が乏しく、車にしかたよれない地方にとっては、住民の日常生活、経済活動、広域的な交流を支え、地域の均衡ある発展に絶体かつ不可欠であります。

特に少子高齢化傾向の著しい当町にとって老人世帯へ、ヘルパーの車さえ行けないのが実情であり、生活道路の整備が急務であります。道路構造令に基づくすばらしい道路は望んでおりません。カーブがきつく、勾配が急でもとりあえず車さえ行けば.... というのが切なる思いであります。

道路財源の見直しに関する具体策として政府は、「真に必要な道路整備は計画的に進める。」として、その尺度が今後、検討されるかと思いますが、費用対効果のみで、判断されますと地方の道路整備率が現在でもかなり低いなか、さらに都市部との差につながらないか危惧しております。

地方の財政状況は、ひじょうに厳しく、投資的予算は年々圧縮を余儀なくされております。

今後、道路特定財源を道路整備以外の予算に充てられるならば、その財源を地方へ移譲され、地方が地方の裁量で、福祉対策、防災対策に一環として、その一部を道路整備に充てられるよう法の整備を強く望みます。